

【部会設置まで】	
R5.12月7日	知事、教育長より大阪府スポーツ推進審議会会長に対し諮問
R5.12月18日	令和5年度 第1回大阪府スポーツ推進審議会（諮問、部会の設置について書面決議）
【部会】	
R6.3月22日	令和5年度 第1回 第3次大阪府スポーツ推進計画部会（第3次計画の見直しに向けた課題整理）
R6.12月12日	令和6年度 第1回 第3次大阪府スポーツ推進計画部会（骨子案）
R7.1月14日	令和6年度 第2回 第3次大阪府スポーツ推進計画部会（部会報告案）
【部会報告から計画策定まで】	
R7.1月	令和6年度第1回大阪府スポーツ推進審議会（部会長から報告、答申案を審議・決定）
R7.2月	府議会報告、審議会答申に対するパブリックコメント（1ヶ月程度）、教育委員会意見聴取
R7.3月	パブリックコメント結果、計画案を大阪府スポーツ推進審議会会長に報告
R7.3月末	計画策定・公表

【参考】関係法令

○【スポーツ基本法（平成23年法律第78号）】

第10条第1項
都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百 六十 二号）第二十四条の二第一項の条の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及 び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情 に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

○【大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和37年大阪府条例第6号）（抄）】

（専門委員） 第4条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。 2 専門委員は、大阪府教育委員会が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。	（部会） 第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。 2 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
---	--